

令和3年度

財政援助団体等監査結果報告書

つがる市監査委員

目 次

	頁
第 1 監査について	1
第 2 監査の種類	1
第 3 監査の概要	1
1 監査の実施期間	1
2 監査の実施対象団体	1
3 監査の対象事項	1
(1) 公の施設の指定管理者	1
(2) 財政援助団体	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の実施内容	2
第 4 公の施設の指定管理者及び財政援助団体	2
1 公の施設の指定管理者	2
(1) つがる市社会福祉協議会	2
(2) つがる市シルバー人材センター	2
(3) 株式会社稲穂	3
(4) 有限会社いながき	3
2 財政援助団体	3
(1) つがる市社会福祉協議会	3
(2) つがる市商工会	4
第 5 監査結果総括	5

令和3年度財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査について

この監査は、つがる市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

「公の施設の指定管理者」及び「財政援助団体」の監査（地方自治法第199条第7項）

第3 監査の概要

- 1 監査の実施期間 令和3年10月12日から令和3年10月15日まで
(10月12日は担当課の事前審査日)

- 2 監査の実施対象団体 次のとおり

区分	対象団体	指定管理施設及び補助事業	実施日	担当課
公の施設の指定管理者	つがる市社会福祉協議会	・ 柏ふるさと生きがいセンター ・ 柏老人福祉センター ・ 車力老人福祉センター	10月13日	福祉課
	つがる市シルバー人材センター	・ 木造ふれ愛センター ・ 木造農村環境改善センター	10月14日	総務課 農林水産課
	株式会社稲穂	・ 健康増進施設「稲穂の湯」	10月15日	福祉課
	有限会社いながき	・ 稲穂いこいの里 ・ 稲垣交流センター	10月15日	商工観光課 農林水産課
財政援助団体	つがる市社会福祉協議会	・ 市社会福祉協議会補助金	10月13日	福祉課
	つがる市商工会	・ 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金 ・ 商工振興事業補助金	10月14日	商工観光課

3 監査の対象事項

- (1) 公の施設の指定管理者

平成30年度及び令和元年度、令和2年度の指定管理料。但し、木造農村環境改善センターは令和2年度の指定管理料。

- (2) 財政援助団体

平成30年度及び令和元年度、令和2年度の市補助金。

4 監査の着眼点

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

5 監査の実施内容

担当課から必要な資料及び関係書類の提出を求め、聴取しながら事前審査を行った。その後各施設へ出向き説明を受けながら、預金通帳、諸帳簿等を照合・確認し適正かつ効率的に執行されているか書類を審査した。

第4 公の施設の指定管理者及び財政援助団体

1 公の施設の指定管理者

(1) つがる市社会福祉協議会

ア 指定管理施設：柏ふるさと生きがいセンター

監査対象年度：平成30年度、令和元年度、令和2年度

指定管理料：平成30年度8,408,000円 令和元年度9,275,000円
令和2年度9,275,000円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

イ 指定管理施設：柏老人福祉センター

監査対象年度：平成30年度、令和元年度、令和2年度

指定管理料：平成30年度3,830,000円 令和元年度3,830,000円
令和2年度3,830,000円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

ウ 指定管理施設：車力老人福祉センター

監査対象年度：平成30年度、令和元年度、令和2年度

指定管理料：平成30年度2,890,000円 令和元年度2,890,000円
令和2年度2,890,000円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

(2) つがる市シルバー人材センター

ア 指定管理施設：木造ふれ愛センター

監査対象年度：平成30年度、令和元年度、令和2年度

指定管理料：平成30年度3,025,250円 令和元年度3,025,250円
令和2年度3,838,600円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

なお、事務処理上の軽微な指摘事項については、つがる市シルバー人材センター及び総務課に対し書面及び口頭で留意又は改善を促した。

イ 指定管理施設：木造農村環境改善センター

監査対象年度：令和2年度

指定管理料：令和2年度3,830,000円

監査の結果

管理及び事務処理は、適正に行われていたと認められた。

なお、事務処理上の軽微な指摘事項については、つがる市シルバー人材センター及び農林水産課に対し書面及び口頭で留意又は改善を促した。

(3) 株式会社稲穂

ア 指定管理施設：健康増進施設「稲穂の湯」

監査対象年度：平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度

指 定 管 理 料：平成 30 年度 7,025,000 円 令和元年度 7,025,000 円
令和 2 年度 7,025,000 円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

(4) 有限会社いながき

ア 指定管理施設：稲穂いこいの里

監査対象年度：平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度

指 定 管 理 料：平成 30 年度 11,800,000 円 令和元年度 11,600,000 円
令和 2 年度 11,600,000 円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

イ 指定管理施設：稲垣交流センター

監査対象年度：平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度

指 定 管 理 料：平成 30 年度 5,500,000 円 令和元年度 5,200,000 円
令和 2 年度 5,200,000 円

監査の結果

管理及び事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

2 財政援助団体

(1) つがる市社会福祉協議会

ア 補助事業名：市社会福祉協議会補助金

事業の目的等

深刻化する地域住民の福祉課題・生活課題へ対応するため、地域福祉に関する専門性やネットワークを活用し、地域福祉事業や介護保険・障害者総合支援事業等の効率的な事業経営を図ることを目的とする。

補助金交付状況

平成 30 年度	・ 交付申請	平成 30 年 4 月 26 日
	・ 実績報告	平成 31 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	33,270,000 円

令和元年度	・ 交付申請	平成 31 年 4 月 23 日
	・ 実績報告	令和 2 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	33,270,000 円
令和 2 年度	・ 交付申請	令和 2 年 4 月 8 日
	・ 実績報告	令和 3 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	33,270,000 円

監査の結果

事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

(2) つがる市商工会

ア 補助事業名：商工振興事業補助金

事業の目的等

地域経済発展のため、市当局をはじめ、関係機関と連携を取りながら、支援する体制を構築しつつ、地域経済団体として地域産業振興の一翼を担っていくものである。

補助金交付状況

平成 30 年度	・ 交付申請	平成 30 年 5 月 25 日
	・ 交付決定	平成 30 年 5 月 30 日
	・ 変更申請	平成 30 年 12 月 14 日
	・ 変更承認	平成 30 年 12 月 19 日
	・ 実績報告	平成 31 年 3 月 29 日
	・ 交付確定額	10,640,000 円
令和元年度	・ 交付申請	令和 元年 6 月 25 日
	・ 交付決定	令和 元年 7 月 1 日
	・ 変更申請	令和 元年 12 月 13 日
	・ 変更承認	令和 元年 12 月 26 日
	・ 実績報告	令和 2 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	11,100,000 円
令和 2 年度	・ 交付申請	令和 2 年 6 月 8 日
	・ 交付決定	令和 2 年 6 月 11 日
	・ 実績報告	令和 3 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	11,000,000 円

監査の結果

事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

イ 補助事業名：小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

事業の目的等

小規模事業者の経営改善を促進し、経営の安定を図るため日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経）融資を受けたつがる市内の事業者に対し、支払利子の負担軽減を図るために一部を補給する制度である。

補助金交付状況

平成 30 年度	・ 交付申請	平成 31 年 2 月 7 日
	・ 交付決定	平成 31 年 2 月 13 日
	・ 実績報告	平成 31 年 3 月 29 日
	・ 交付確定額	522,447 円
令和元年度	・ 交付申請	令和 2 年 2 月 26 日
	・ 交付決定	令和 2 年 2 月 28 日
	・ 実績報告	令和 2 年 3 月 19 日
	・ 交付確定額	1,170,994 円
令和 2 年度	・ 交付申請	令和 3 年 1 月 28 日
	・ 交付決定	令和 3 年 2 月 1 日
	・ 実績報告	令和 3 年 3 月 31 日
	・ 交付確定額	683,661 円

監査の結果

事務処理は、おおむね適正に行われていたと認められた。

第 5 監査結果総括

「第 1 監査について」から「第 4 公の施設の指定管理者及び財政援助団体」のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の指定管理者及び財政援助団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていると認められた。